

長崎市告示第540号

長崎市保健環境自治連合会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月7日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市保健環境自治連合会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第1条 長崎市保健環境自治連合会補助金交付要綱（平成29年長崎市告示第665号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（補助金の対象） 第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる保環連の経費とする。 （1）～（3） 〔略〕 <u>（4） 広報発信推進事業費</u> 〔削る〕 <u>第8条～第10条</u> 〔略〕	（補助金の対象） 第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる保環連の経費とする。 （1）～（3） 〔略〕 〔新設〕 <u>（補助金の交付）</u> <u>第8条 規則第15条第1項ただし書の規定により、補助金は、概算払いにより交付することができるものとする。</u> <u>第9条～第11条</u> 〔略〕

別表（第2条、第3条関係）

(ア) 補助対象経費	(イ) 補助対象経費の内訳	(ウ) 補助率
組織運営費	[略]	[略]
事業活動費	[略]	[略]
事務局職員人件費	[略]	[略]
広報発信推進事業費	ホームページ構築事業に 要する経費	10分の10

備考 [略]

別表（第2条、第3条関係）

(ア) 補助対象経費	(イ) 補助対象経費の内訳	(ウ) 補助率
組織運営費	[略]	[略]
事業活動費	[略]	[略]
事務局職員人件費	[略]	[略]
[新設]		

備考 [略]

第2条 長崎市保健環境自治連合会補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後			改正前		
（補助金の対象） 第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる保環連の経費とする。 (1)～(3) [略] [削る] 別表（第2条、第3条関係）			（補助金の対象） 第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる保環連の経費とする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 広報発信推進事業費</u> 別表（第2条、第3条関係）		
(ア) 補助対象経費	(イ) 補助対象経費の内訳	(ウ) 補助率	(ア) 補助対象経費	(イ) 補助対象経費の内訳	(ウ) 補助率

組織運営費	[略]	[略]	組織運営費	[略]	[略]
事業活動費	[略]	[略]	事業活動費	[略]	[略]
事務局職員人件費	[略]	[略]	事務局職員人件費	[略]	[略]
[削る]			広報発信推進事業費	ホームページ構築事業に 要する経費	10分の10
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中第1条の規定及び次項の規定は告示の日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度の予算に係る補助金の申請については、第4条第1項中「7月末日」とあるのは、「8月末日」とする。